【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

 【提出先】
 北陸財務局長

 【提出日】
 2021年2月1日

【四半期会計期間】 第40期第1四半期(自 2020年9月21日 至 2020年12月20日)

【会社名】 株式会社 P L A N T

【英訳名】 PLANT Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三ッ田 佳史

【本店の所在の場所】 福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1

【電話番号】 0776(72)0300(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 山田 准司

【最寄りの連絡場所】 福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1

【電話番号】 0776(72)0300(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 山田 准司 【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第39期 第1四半期累計期間	第40期 第1四半期累計期間	第39期
会計期間		自2019年 9 月21日 至2019年12月20日	自2020年 9 月21日 至2020年12月20日	自2019年 9 月21日 至2020年 9 月20日
売上高	(百万円)	22,281	23,249	96,110
経常利益又は経常損失()	(百万円)	15	433	1,486
四半期(当期)純利益又は四半 期純損失()	(百万円)	1	260	1,044
持分法を適用した場合の投資利益	(百万円)	ı	1	ı
資本金	(百万円)	1,425	1,425	1,425
発行済株式総数	(千株)	8,090	8,090	8,090
純資産額	(百万円)	13,649	14,809	14,693
総資産額	(百万円)	40,445	42,337	42,612
1株当たり四半期(当期)純利 益又は1株当たり四半期純損失 ()	(円)	0.19	32.45	129.81
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益	(円)	-	-	-
1株当たり配当額	(円)	-	-	18.00
自己資本比率	(%)	33.7	35.0	34.5

- (注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
 - 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 3. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社がないため、記載しておりません。
 - 4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1)経営成績の状況

当第1四半期累計期間における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による個人消費、企業活動の収縮、雇用環境の悪化等の影響が長期化する中、政府や地方自治体による経済対策等により回復の兆しも見られたものの、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の再拡大により先行きが不透明な状況が続いております。

小売業界におきましては、国内外における新型コロナウイルス感染症(COVID-19)終息の見込みが不透明であること、並びに感染症拡大を防ぐ新生活様式が消費にどのような影響を及ぼすかは予想ができず、国内外の経済の先行きが懸念される状況にあり、商品調達や消費への影響は長期化することが懸念されます。また、日本国内における人口減少により市場規模が縮小していく中で、業種業態を問わず企業間競争は熾烈を極めております。

このような状況のもと、当社は、収益力の強化を最重要課題とし、下記の施策に積極的に取り組んでおります。 「新たな顧客の創造」(客数増)策として、

- ・PB(プライベートブランド)商品開発の強化
- ・買い物環境改善のための売場改装、キャッシュレス対応
- ・新たな顧客サービスとしてEC販売、ピックアップサービスの推進
- ・新業態の開発

「粗利改善・経費削減」策として、

- ・ロス対策の強化及びバイヤーの交渉力強化
- ・自動発注システムによる在庫適正化
- ・業務効率化による労働時間の削減

「コロナ禍におけるスーパーセンターの使命」として、

- ・社会のインフラとして日常生活に必要な商品をワンストップで提供
- ・広大な店舗面積を活かして安心して買い物ができる環境の提供

以上の結果、当第1四半期累計期間における経営成績は、売上高が23,249百万円(前年同四半期比4.3%増)、売上総利益は5,027百万円(前年同四半期比11.9%増)となりました。一方、営業利益は399百万円(前年同四半期は営業損失63百万円)、経常利益は433百万円(前年同四半期は経常損失15百万円)及び四半期純利益は260百万円(前年同四半期は四半期は四半期純損失1百万円)となりました。

(2)財政状態の分析

(資産)

当第1四半期会計期間末における資産は、前事業年度末に比べ274百万円減少し、42,337百万円となりました。これは主に現金及び預金が1,934百万円減少した一方、商品が1,022百万円増加したことによるものであります。

当第1四半期会計期間末における負債は、前事業年度末に比べ391百万円減少し、27,527百万円となりました。これは主に未払法人税等が363百万円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べ116百万円増加し、14,809百万円となりました。 これは主に四半期純利益が260百万円となり、剰余金の配当が144百万円となったことによるものであります。

(3)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(4)研究開発活動

該当事項はありません。

(5)会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の当社が会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)	
普通株式	23,120,000	
計	23,120,000	

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現 在発行数(株) (2020年12月20日)	提出日現在発行数(株) (2021年2月1日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	8,090,000	8,090,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	8,090,000	8,090,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2020年9月21日~ 2020年12月20日	-	8,090,000	-	1,425	-	1,585

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年9月20日)に基づく株主名簿による記載をしております。 【発行済株式】

2020年12月20日現在

区分	株式数(株)		議決権の数(個)	内容	
無議決権株式		-	-	-	
議決権制限株式(自己株式等)		-	-	-	
議決権制限株式(その他)		-	-	-	
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式	56,200	-	単元株式数100株	
完全議決権株式(その他)	普通株式	8,030,300	80,303	同上	
単元未満株式	普通株式	3,500	-	-	
発行済株式総数		8,090,000	-	-	
総株主の議決権		-	80,303	-	

【自己株式等】

2020年12月20日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社PLANT	福井県坂井市坂井町 下新庄15号8番地の1	56,200	-	56,200	0.70
計	-	56,200	-	56,200	0.70

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1.四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2020年9月21日から2020年12月20日まで)及び第1四半期累計期間(2020年9月21日から2020年12月20日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (2020年 9 月20日)	当第 1 四半期会計期間 (2020年12月20日)
資産の部	·	·
流動資産		
現金及び預金	9,254	7,320
売掛金	1,388	1,497
商品	7,239	8,261
その他	677	387
流動資産合計	18,559	17,466
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	9,383	10,438
土地	5,327	5,327
その他(純額)	4,462	4,341
有形固定資産合計	19,173	20,107
無形固定資産	1,380	1,400
投資その他の資産	3,498	3,362
固定資産合計	24,052	24,870
資産合計	42,612	42,337
負債の部	·	
流動負債		
支払手形及び買掛金	6,508	6,746
電子記録債務	940	980
1年内返済予定の長期借入金	458	458
未払法人税等	425	62
賞与引当金	450	185
その他	3,722	2,684
流動負債合計	12,505	11,118
固定負債		
長期借入金	8,948	8,875
退職給付引当金	1,577	1,594
資産除去債務	3,090	3,226
その他	1,797	2,712
固定負債合計	15,414	16,409
負債合計	27,919	27,527
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,425	1,425
資本剰余金	1,585	1,585
利益剰余金	11,693	11,809
自己株式	0	0
株主資本合計	14,703	14,820
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	10	10
評価・換算差額等合計	10	10
純資産合計	14,693	14,809
負債純資産合計	42,612	42,337
73 123 10 273 / L H H I	,012	.=,001

(2)【四半期損益計算書】 【第1四半期累計期間】

(単位:百万円)

		(11212)
	前第 1 四半期累計期間 (自 2019年 9 月21日 至 2019年12月20日)	当第 1 四半期累計期間 (自 2020年 9 月21日 至 2020年12月20日)
	22,281	23,249
売上原価	17,790	18,222
売上総利益	4,491	5,027
販売費及び一般管理費	4,555	4,627
営業利益又は営業損失()	63	399
営業外収益		
受取手数料	32	35
助成金収入	24	19
その他	27	11
営業外収益合計	84	66
営業外費用		
支払利息	27	28
その他	9	3
営業外費用合計	36	31
経常利益又は経常損失()	15	433
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	15	433
法人税、住民税及び事業税	13	46
法人税等調整額	27	126
法人税等合計	13	173
四半期純利益又は四半期純損失()	1	260
·		

【注記事項】

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う会計上の見積りについて、前事業年度の有価証券報告書(追加情報)に記載しました仮定に重要な変更はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

前第1四半期累計期間 (自 2019年9月21日 至 2019年12月20日) 当第1四半期累計期間 (自 2020年9月21日 至 2020年12月20日)

減価償却費 300百万円 3333百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2019年9月21日 至 2019年12月20日)

配当金支払額

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2020年9月21日 至 2020年12月20日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年10月30日 取締役会	普通株式	144	18	2020年 9 月20日	2020年12月18日	利益剰余金

(持分法損益等)

当社は、関連会社がないため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、小売業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期累計期間 (自 2019年 9 月21日 至 2019年12月20日)	当第 1 四半期累計期間 (自 2020年 9 月21日 至 2020年12月20日)
1 株当たり四半期純利益又は1株当たり 四半期純損失()	0円19銭	32円45銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失()(百万 円)	1	260
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 ()(百万円)	1	260
普通株式の期中平均株式数(千株)	8,083	8,033

⁽注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

2020年10月30日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

(イ)配当金の総額144百万円(ロ)1株当たりの金額18円00銭

(八)支払請求の効力発生日及び支払開始日 2020年12月18日

(注)2020年9月20日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っております。

EDINET提出書類 株式会社 P L A N T (E03343) 四半期報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年2月1日

株式会社 P L A N T 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

北 陸 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 加藤 博久 印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 大枝 和之 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 P L A N T の2020年9月21日から2021年9月20日までの第40期事業年度の第1四半期会計期間(2020年9月21日から2020年12月20日まで)及び第1四半期累計期間(2020年9月21日から2020年12月20日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社PLANTの2020年12月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して 実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に 準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が 認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。